

社協会費にご協力お願いします

一般会費 1,000円《1戸あたり》

……あなたの「会費」が地域福祉をささえます……

地域住民のみなさんを「**社協の構成員**」とする社協にとって、「**会費**」のもつ意味は何よりも大きく、社協の組織原則である「住民主体」という、大切な意味合いがあります。

宍粟市社協が行う事業は、住民のみなさんからの「**会費**」に支えられています。ご協力いただく「**会費**」は、地域福祉推進をめざす社協活動の貴重な財源となり、地域にむけてさまざまな福祉事業を展開することで、住民のみなさんに還元していきます。社協会費は、社協が経営する介護保険事業以外の地域福祉事業に充当します。出費多端の折、誠に恐縮に存じますがよろしく願いいたします。

■会費を財源とした各種事業

小地域福祉活動助成金・広報発行・子育て支援事業・福祉有償運送事業・福祉団体活動支援・法人運営

社協会費 Q & A

Q1 会員とは誰をいうのですか？

宍粟市に居住されている方（一般会員）、ならびに本会の活動に賛同した個人および法人（賛助会員）をいいます。

Q2 会員になった覚えはないのですが？

社協の活動財源には、県や市、県社協からの補助金や委託金、市民の皆様からの会費や寄付金、各種募金の配分金などがあります。

特に皆さまからお預かりした会費を財源に地域福祉活動を推進するということは、住民主体の福祉のまちづくりを掲げる社協にとって、大きな意味があるものです。会費は、皆さまに会員になっていただくことで、皆様自身が地域の福祉を支えている主役であることの証といえます。

Q3 払わない人もいるようですが、強制ですか？

いいえ、決して強制するものではありません。皆様にご理解いただけるように広報活動に努め、会費の使い道をご納得いただけるよう、役職員一丸となって地域の福祉課題を調査し、企画・実施いたします。

Q4 会費は何に使ったの？ 会員全員に

メリットはあるの？

会員は地域住民の支えあいの精神に基づいています。会員の方全てがサービスを直接受けるものではなく、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる、ふくしのまちづくりの財源となるものです。会費の使い道は、地域の代表者、ボランティア団体、福祉団体等で構成される理事会、評議員会にて審議され、各種広報を通じて皆さまにお知らせいたします。

だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり

会員証

2007

宍粟市福祉法人
宍粟市社会福祉協議会



福祉団体の活動支援にも会費を活用
(写真は宍粟市老連グラウンドゴルフ大会)



お問い合わせ

社会福祉法人

宍粟市社会福祉協議会

- 本部・一宮支部 〒671-4137 宍粟市一宮町関賀300
TEL 72-8787・2211 FAX 72-8788
- 山崎支部 〒671-2576 宍粟市山崎町鹿沢65-3
TEL 62-5530 FAX 62-1083
- 波賀支部 〒671-4241 宍粟市波賀町安賀232-1
TEL 75-3631 FAX 75-3650
- 千種支部 〒671-3223 宍粟市千種町室1060-1
TEL 76-3390 FAX 76-3649